

令和7年3月17日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

議会運営委員会
委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 追加事件について
(2) その他
- 2 調査の経過 3月17日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
追加事件については、これを受けることとし、その取扱いについては、別紙「令和7年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧(追加(案))」のとおりとした。
その他で、魚沼市議会傍聴規則の一部改正について事務局から説明を受け、質疑を行った。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 追加事件について

(1) 付議事件

(2) 付議事件の取扱いについて

(2) その他

2 日 時 令和7年3月17日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、本田 篤
(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、水落財務課長

7 書 記 坂大議会事務局長、樺澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しております。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。早速ですが、議事に入らせていただきます。

(1) 追加事件について

(1) 付議事件

本田委員長 日程第1、追加事件についてを議題とします。(1)付議事件について、市長提出事件について、執行部の説明を求めます。

内田市長 付議事件につきましては、配付の付議事件一覧のとおりでございます。詳細については、総務政策部長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

桑原総務政策部長 それでは、「令和7年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧(追加)(案)」を基に、御説明を申し上げます。

事件番号1番、令和6年度魚沼市一般会計補正予算(第8号)についてであります。当該補正予算の概要につきましては、先月6日からの大雪に伴いまして、災害救助法及び災害救助条例に基づく除雪等の対応経費、また今後における排雪経費等につきまして、2月

18日の定例会初日に第6号補正予算を可決いただきまして、その後も除排雪経費について不足が見込まれる分を第7号補正予算として3月4日に議決いただいたところでございます。

これにより対応を進めておりましたが、これまでの追加予算でなお災害救助費といたしまして要援護者世帯の屋根除雪経費に不足が生じる見込みであることが判明をいたしました。前回の第7号補正予算において、余裕をみて予算増額を追加させていただいたにもかかわらず、再度の補正を第8号補正予算として追加議案として提出せざるを得なくなりましたことをお詫び申し上げますとともに、何卒よろしくお願いをいたします。

なお、当該補正予算の規模につきましては、現時点で歳入歳出それぞれ2,000万円程度を見積もっております。

付議事件に関する説明につきましては、以上でございます。

本田委員長　ただいまの市長提出事件についての質疑はございますでしょうか。(なし)これで質疑を終わりにいたします。

お諮りします。市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、市長提出事件について、これを受けることに決定いたしました。

次に、議長受付事件(報告等)について説明を求めます。

坂大議会事務局長　それでは、同じく「令和7年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧(追加)(案)」の表を見ていただきたいと思います。議長の受付事件(報告等)についてであります。

専決処分の報告について(専決第7号 和解及び損害賠償の額の決定について)であります。この内容につきましては、2月28日午後5時30分頃、市道穴沢49号線の穴沢地内において市道に設置したスノーポールが転倒し、走行中だった車を損傷させたものであります。その事故に係る賠償額を決定するものであります。説明は以上です。

本田委員長　ただいまの議長受付事件についての質疑はございますでしょうか。(なし)これで質疑を終わりにいたします。議長受付事件について、これを受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。(異議なし)したがって、議長受付事件については受けることに決定いたしました。

(2) 付議事件の取扱いについて

本田委員長　次に、(2)付議事件の取扱いについて御審議願います。付議事件の取扱いについて説明を求めます。

坂大議会事務局長　それでは、同じく一覧表を御覧ください。市長提出事件についてであります。事件番号1、令和6年度魚沼市一般会計補正予算(第8号)については、最終日提案・即決とさせていただきたいものであります。最終日の日程につきましては、付託議案の後、議案番号順に日程とさせていただきたいものであります。この補正に係る議案配付は、3月21日にスマートディスカッションに格納させていただく予定であります。

続いて、追加予定の議長の受付事件(報告等)についてであります。事件番号1、専決処分の報告について(専決第7号 和解及び損害賠償の額の決定について)は、最終日ま

でに報告があった場合は、最終日報告とさせていただきたいものであります。説明は以上です。

本田委員長　　今ほどの説明のと通りの取扱いでよろしいでしょうか。(異議なし)では、そのように決定いたしました。

(2) その他

本田委員長　　次に、日程第2、その他を議題といたします。

私から1点、御協議をお願いいたします。添付資料のとおりであります。魚沼市議会傍聴規則の改正についてであります。内容を議会事務局長から説明させていただきます。

坂大議会事務局長　　令和7年2月14日付けで、全国市議会議長会から、「標準市議会傍聴規則の一部改正について」通知がありました。資料の「020 標準市議会傍聴規則の一部改正」を御覧いただきたいと思います。(資料「標準市議会傍聴規則の一部改正について」により説明)

改正内容は、主に古い語句の改正であります。標準の規則は、昭和34年に制定され、平成3年の改正以降、改正が行われておらず、そのために最近では一般的に使用されない語句等が残った状態となっており、当市においても標準を参考としているため、そうした語句が残っている箇所があります。つきましては、今回の標準の改正に合わせ、当市議会の傍聴規則を改正する方向としてよろしいかどうか御協議をお願いします。改正する場合は、事務局で改正案を作成し、閉会中に議運で協議をお願いできればと思います。なお、地方自治法第130条第3項に、「議長は、会議における傍聴に関し必要な規則を設けなければならない」と規定されており、本規則は議長において制定・改正できると解釈しています。よって、改正は議会の議決を要せず、議会運営委員会で承認をいただいた後、全議員に周知し、御確認いただいた後に議長決裁により改正したいものであります。説明については、以上であります。

本田委員長　　今ほど説明いただきましたけれど、まず内容について皆さんいかがですか。何かお聞きしたいことはございますでしょうか。

佐藤(肇)委員　　ずらっと斜め読みをさせていただきましたけども、文言の直しだとか、あとは傍聴人の届けに年齢を書く必要をなくしたとか、いろんなことが見受けられますが、特段これが、今までどおりというよりも、そういった辺りをなくしていこうということだと思いますし、もう少しいろいろ書いてあるのを議長の判断みたいな形で整理をされているところもあるので、内容の部分を見たんですが妥当なんじゃないかと思うので、委員長のほうでまとめていただいて、それで全協か、また会派代表者会議みたいな機会に周知していただければ私はいいんじゃないかと思います。

本田委員長　　ありがとうございます。内容と取扱いについて分けますけれども、内容についてはよろしいでしょうか。

大平委員　　下線部に新旧とあるですけど、新のほうに合わせて改正するという、そういう意味なんですか。ここで議論してこの文言について修正するとかという、そういうことではなくて、これをこのままやるということでしょうか。

本田委員長　　気になるようだったら御発言いただければと思います。

坂大議会事務局長 この新旧対照表に基づいた改正をしたいということであります。

遠藤委員 先ほど事務局長の話で、一度事務局でこれを作り直して見てもらうということだったので、それを見てからで私は問題はないかと思います。

本田委員長 まだこれは魚沼市バージョンじゃないので。全国市議会議長会から配られてきたものです。今日は、議長会からこういうことがあったよというところと、今後の取扱いをどういうふうにやっていくかということであります。当然、魚沼市バージョンの傍聴規則ができ上がって、それをどういうふうにして最終的に変えるかという手順の話になるかと思っております。今ほど局長が話をしたのは、でき上がったものを議運で見て、その後議長に報告をするということであります。議長の名において改正をするということでありますけども、方法的には議長の裁量の範疇なので、もっと簡略化できるかなと私は思っています。その辺も含めて皆さんいかがでしょうか、取扱いについて。

遠藤委員 さっき委員長がおっしゃったとおり、議運でこれがまとまれば、あとは議長に報告で、その後は皆さんに周知程度のものでいいかと私は思います。

佐藤（肇）委員 今これが出たので、皆さんにまだ周知がいないわけですね。ですので、これから改めて作られて、次の議運か何かでもう一回やるということなんですが、そうすると4月の早い時期とか、そんな頃になるのかどうなのか、一番改選だとかの中になるので、時期的には過ぎてからでもいいのかなという気はします。ただ、特段議決が必要とかそういう問題じゃないので、議長の判断でこれでいくと言ってもらえれば、それはそれでいいと思います。

本田委員長 日程的な話になるんですけども、5月の末に臨時議会があるという話もあります。当然それに合わせて議会運営委員会があらうかと思えます。そのときに皆さんに見てもらうというような運びになりますし、臨時議会で議運の委員長報告もありますので、そこで議長に報告して、改正というようなことになるかと思っております。僕のイメージとしては改選前にこれを改正するということになります。

遠藤委員 私も今の議会においてして、施行は改選後かなという感じがしました。

渡辺委員 多分直すようなところはないと思うんですけども、これ終われば、このフォルダの中に入ってますということで全議員に周知するんですね。

坂大議会事務局長 当然、直せばそうです。案ができれば皆さんから見てもらう。

渡辺委員 案ができる前にこれを見れば、大体こういう文言になるというのが分かるので、多分ないと思うんですけども。

坂大議会事務局長 今現在の規則も標準規則を引用して作ってあるので、大きく変更になっているところは、私も細かく見ていないので分かりませんが、基本的には同じ形で作ってあると思うので、新旧対照表がうちに当てはまるのではないかなとは思っています。

渡辺委員 そうですね。絶対ないとは言えないので、一応皆さんに見てもらって、何か文言で気になるころがあれば事務局にお願いしますぐらいにして、その後で作っていただいたのを見て終わりでもいいですね。

坂大議会事務局長 ただ、事務局的に言うと、標準規則を引用して作っているので、そこでこういうふうに直したほうがと言われると、逆にうちとしては全国市議会議長会から来ているものと同じように改正させていただきたい、そういう考え方です。

渡辺委員 そうすると、これでいいですかと皆さんには報告したいと。了解です。

本田委員長　そのような流れでさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。（異議なし）ありがとうございます。

そのほか委員の皆さんから何かございますでしょうか。（なし）それでは、その他については終わりにいたします。

本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任願います。これにて議会運営委員会は閉会いたします。

閉　　会（10：14）

議会運営委員会

委員長　本田　　篤